

2024

6
June

職場内で掲示・回覧をお願いします。

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

協会けんぽ OSAKA

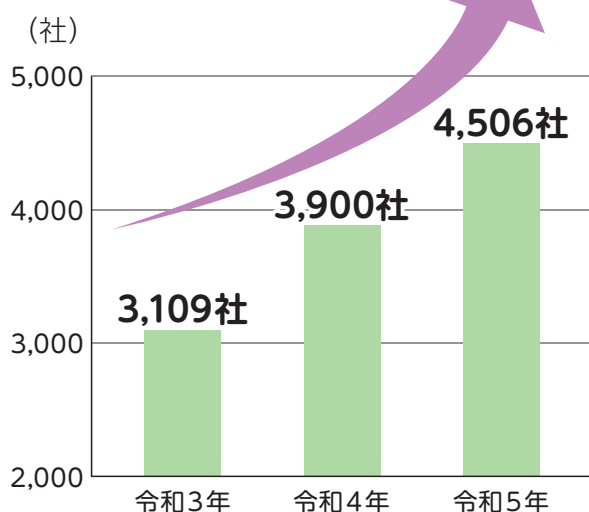
職場の
健康づくり

「健康宣言」から始める「健康経営®」

健康経営とは、従業員の健康を経営上の財産と捉え、積極的に従業員の健康づくりをサポートすることで、企業の成長を目指す経営スタイルのことです。

健康経営の第一歩として、まずは協会けんぽ大阪支部へ健康宣言を行い、魅力的な職場を目指しませんか？

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



従業員の健康づくりに取り組む
事業所は年々増えています！

協会けんぽ大阪支部の加入事業所のうち、
健康宣言事業所数は令和5年度末で

4,506社となりました！



方法は
とても簡単！

「健康宣言」エントリーシートを
ダウンロードして記入し、FAXするだけ！

無料！

「健康宣言」事業所限定！健康講座のご案内

「健康宣言」事業所を対象に、健康づくりの専門家を**先着150社無料**で派遣！

健康宣言の取り組みや、健康経営の実践として、社内の健康づくりにぜひお役立てください！

講座形式

事業所へ訪問 または zoomによるオンライン開催

講座内容

身体活動・運動 / 食事・栄養 / メンタルヘルス など、
全15講座の中から、好きな講座を1つお選びいただけます。



申込方法

「健康講座申込書」をダウンロードして記入し、FAXするか
メールからでも直接お申込みいただけます！



▲健康講座申込書



▲メール

受講特典

受講者さま全員を対象に、「タバコ対策」「アルコール対策」「女性の健康課題」に関する動画を
1か月無料でご視聴いただけます！

健康保険はどんなときに使えるの？



柔道整復師（整骨院・接骨院）、はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。健康保険の対象とされない場合は、全額自己負担となります。

整骨院・接骨院で健康保険が使えるケース

急性など外傷性の明らかな 打撲・捻挫・挫傷（肉離れ等）・骨折・脱臼

※骨折・脱臼は、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

健康保険が使えない例

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ✕ リラクゼーション目的のマッサージ | ✕ 疲れなどによる単なる肩こりや筋肉疲労 |
| ✕ 神経痛・リウマチ・ヘルニア等の病気からくる痛み・こり | ✕ 仕事中や通勤途中におきた負傷（労災保険からの給付） |

はりきゅう・マッサージで健康保険が使えるケース

はり・きゅう

以下の傷病に対するはり・きゅうの施術について、**医師の同意**が必要です。

神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

- 医療機関との併用での施術は認められません。
- 上記傷病と同一範疇と認められる、慢性的な疼痛についても対象となる場合があります。

あん摩・マッサージ

以下の場合に対するあん摩・マッサージの施術について、**医師の同意**が必要です。

筋麻痺・筋萎縮や関節拘縮等の症状があり、その改善のために医療上必要と認められている場合

- 疲労回復や慰安目的等のマッサージは健康保険の対象となりません。

保険証がまだ届いてない状態で医療機関を受診したいとき

年金事務所で**健康保険資格証明書**の交付を受けるか、**マイナンバーカード**を保険証としてご使用ください。

マイナンバーカードでの受診の際は、「**マイナンバーカードの保険証利用登録**」が必要です。詳しくは、右の二次元コードより**解説動画「使ってみよう！」マイナ保険証**をご覧ください。

※すべての医療機関で利用可能とは限りませんので、事前に医療機関へご確認ください。



お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300（自動音声案内）

おかけ間違いにご注意ください

受付時間 8:30～17:15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）